

第17回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース
議事概要

1. 日時：令和3年12月13日（月）18:00～20:00

2. 場所：※オンライン会議

3. 出席者：

（委員）大林ミカ、川本明、高橋洋、八田達夫

（政府）牧島大臣、小林副大臣、規制改革推進室辻次長

（事務局）山田参事官

（ヒアリング）

<①：水循環政策における再エネ導入目標・ロードマップ（フォローアップ）>

内閣官房 水循環政策本部事務局 三橋事務局長、永井審議官、川村参事官、近藤企画官、
名倉参事官、緒方参事官、塩手参事官、佐藤参事官

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 茂木部長

新エネルギー課 能村課長

電力・ガス事業部 電力基盤整備課電力供給室 迫田室長

林野庁 森林整備部 治山課 林企画官

<②：地域と共生した再エネ拡大に向けた規制の在り方（フォローアップ）>

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 茂木部長

新エネルギー課 能村課長

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課 田上課長

農林水産省 林野庁 森林整備部 治山課 佐伯課長

環境省 大臣官房環境計画課 松田課長

<③：リチウムイオン蓄電池に係る「消防法」の見直しについて>

セイノーホールディングス株式会社 丸田取締役（国際戦略部担当）、

国際戦略部日比野部長、事業推進部 田口主任

西濃運輸株式会社 ロジスティクス部 肥田部長

東京電力ホールディングス株式会社 蓄電池ビジネス準備室 曾我部副室長、小澤課長、
榎並課長代理

総務省 消防庁 小宮次長

予防課 白石課長

危険物保安室 中本室長

経済産業省 商務情報政策局 情報産業課 電池産業室 武尾室長

4. 議題：

（開会）

①水循環政策における再エネ導入目標・ロードマップ（フォローアップ）

②地域と共生した再エネ拡大に向けた規制の在り方（フォローアップ）

③リチウムイオン蓄電池に係る「消防法」の見直しについて

（閉会）

5. 議事概要：

○山田参事官 ただいまから、再エネ規制総点検タスクフォースを開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中のところ御参加いただき誠にありがとうございます。

本タスクフォースは、新型コロナウイルスの状況を踏まえ、オンライン会議としております。

また、本タスクフォースは、内閣府規制改革推進室のYouTubeチャンネルにおきまして、オンライン中継を実施しております。御視聴中の方は、動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

また、今回、構成員の一部に変更があります。原英史さんが退任され、八田達夫先生に御就任いただいておりますことを御報告いたします。

本日は、牧島大臣、小林副大臣に御出席いただいております。

それでは、牧島大臣、小林副大臣、それぞれ一言御挨拶をお願いいたします。初めに、牧島大臣からお願いいたします。

○牧島大臣 有識者の先生方、お集まりをいただいております誠にありがとうございます。また、YouTubeライブを御覧いただいている皆様もありがとうございます。デジタル・規制改革・行政改革担当大臣の牧島かれんです。

本日は、私が大臣に就任して初めての再エネタスクフォースを開催させていただきます。先日の岸田総理の所信表明演説でも再エネ最大限導入のための規制の見直しを進めますということが言及されています。改めて申し上げるまでもなく、2050年カーボンニュートラルや2030年度の温室効果ガス削減目標の実現に向けては再生可能エネルギーの適切な導入拡大は待たないでございませぬ。そのための規制改革は大変重要です。

本日は議題として、まず、水循環政策における再エネ導入目標・ロードマップのフォローアップを行っていただきます。その後、地域と共生した再エネ拡大に向けた規制の在り方のフォローアップを行っていただき、3点目として、リチウムイオン蓄電池に係る消防法の見直し。これは新規の議題になりますが、3点取り上げて議論をさせていただくことになっております。

御出席いただいております各省庁の皆様にはスピード感を持って建設的な御議論をお願いできればと思っておりますので、御審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

続きまして、小林副大臣、よろしくをお願いいたします。

小林副大臣、御挨拶いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

それでは、すみません。小林副大臣は音が通じていないようですので、改めまして後ほどお願いしたいと思っております。

本日御発言される方はマイクをオンにして、御発言されるとき以外はマイクをミュートにし、出席者はカメラをオンをお願いいたします。ハウリングを避けるために、イヤホンの使用に御協力ください。

それでは、本日最初の議題である「水循環政策における再エネ導入目標・ロードマップのフォローアップ」に入ります。

内閣官房水循環政策本部から、10分以内で御説明をお願いします。

○内閣官房水循環政策本部（三橋事務局長） 内閣官房水循環政策本部事務局で事務局長を仰せつかっております三橋と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私から水循環政策におけます再生可能エネルギー導入促進に向けた数値目標とロードマップにつきまして御説明させていただきます。お手元の資料1-1を御覧いただきたいと思っております。

まず、水循環政策に係る数値目標とロードマップの作成につきましては8月17日の第14回タスクフォースで説明させていただいております。その後、関係省庁の御協力の下に9月末に一旦取りまとめを行いまして、事務的にではございますが、内閣府規制改革推進室に御報告させていただいていたところでございます。その後も引き続き関係省庁で検討を続けていただきまして、9月末のものを本日の時点で更新したものが今回提出させていただいた資料でございます。

資料1-1で、前回御説明したとおり、水循環に関する施設はその形態や機能において多岐にわたってございます。それぞれ御担当の各省庁によって取りまとめていただいたものをこの一覧表にまとめてございます。

数値目標で、まず上から「1. 水力発電」「2. 太陽光発電」「3. バイオガス・バイオマス発電」の電源別に取りまとめてございます。ただし一部、それらの切り分けを行っていないものにつきましてはその内数として協議をしてございます。

数値目標の種類としましては3種類設定がございまして、一つが通常の電力量で、最も多い数値目標かなと思っております。基準年から2030年、2050年に新たに増加する電力量でございます。

基準点は項目ごとにざっと異なっておりまして、それぞれ備考欄に記載してございます。例えば項目②の既存ダムのかさ上げ等につきましては備考欄に「2021年度以降の増電力量」のように記載してございます。

なお、電力量と併せまして設備容量の取りまとめも検討いたしましたが、関係省庁に確認したところ、数値目標の設定に当たりまして関係省庁において施設管理者にアンケート調査を行うなどの対応をしていただいておりますが、その過程で設備容量を把握していない項目が大半であったことから、今回は設備容量は数字としては取りまとめることはできておりません。

数値目標の2つ目で、設置ポテンシャルで設定したのもございます。数値目標のところで斜字体で、斜めの字で記載しているものがこのポテンシャルの設定に当たります。

設置ポテンシャルといいますのは、管理者自ら事業者として発電施設を設置しないものの、他の事業者が物理的、技術的に設置可能な箇所がある場合は、その箇所の面積から電力量を算出したものでありますので、発電事業者の意向や採算性については考慮したものではありません。それが斜字体で記した数字になります。

数値目標の3つ目で、ダムの数で示したのもございます。具体的には、項目①の既存ダムの運用改善。これが該当いたしますが、これも前回お伝えしましたように、例えば大雨の際のダムの洪水調節などに付随した運用になりますので、毎回の気象条件により発電量が大きく変動することから、ダムの数で表した目標数値となっております。

そして、具体的な数値で、まず「1. 水力発電」で、この表にありますように、既存ダムのかさ上げや、既存ダムや利水施設、下水道施設への発電機の設置、それから、発電専用ダムにおける発電機の交換などを行うことにより、2030年の数値目標が⑧の項目の下の欄になりますが、合計として5億6049万kWh以上の電力量、2050年には5億6231万kWh以上の電力量を新たに見込んでおります。

ここで「以上」としましたのは、項目の中に今後、施設管理者への意向調査結果等を踏まえまして数値目標を再設定する可能性があります。それは⑤になりますけれども、そうした項目も含んでいることから合計の数値目標も「以上」というふうに表現しております。

そして、設置ポテンシャルといたしましては、2050年において250万kWhを見込んでございます。

さらに、運用改善を行うダムの数として、2030年以降31ダムを見込んでおります。

なお、備考欄にも記載しておりますが、一部都道府県など、国が直接管理していないダムにつきましては本日の段階では数値目標が出ていないところがございます。現在、関係省庁におきまして検討していただいているところでありまして、年内には算出される予定で進めているところでございます。

次に「2. 太陽光発電」につきましては、貯水池への太陽光パネルの設置、利水施設・下水道施設への太陽光パネルの設置などになりますが、これらを合計しまして2030年には電力量として1561万kWh。先ほど同様、設置ポテンシャルといたしましては1億8852万kWh、2050年には電力量として1818万kWhで、設置ポテンシャルとしては同じく1億8852万kWhを見込んでおります。

なお、⑨と⑬になりますが、農林水産省または国土交通省所管のため池やダム、河川敷・堤防敷の数値目標につきましては、それぞれ記載の年度を目途に設置ポテンシャルの検討を進めていただいているところでございます。

次に「3. バイオガス・バイオマス発電」につきましては、下水汚泥を活用した発電によりまして、2030年には1億2599万kWhの電力量、2050年には1億2599万kWhの電力量。そして、1億1600万kWhの設置ポテンシャルを見込んでおります。

これら全てによりまして、合計いたしますと、一番下になりますが、2030年には7億209万kWh以上の電力量と1億8852万kWhの設置ポテンシャル、2050年には7億648万kWh以上の

電力量と3億702万kWhの設置ポテンシャル。また、これとは別に31ダムの運用改善を目指しております。

そして、ロードマップでございますが、資料1-2を御覧いただきたいと思います。関係省庁におかれまして、それぞれ取組につきまして、先ほどの項目ごとにシートを作成いただいております。

また、先ほど数値目標が設定されていない項目の「⑨貯水池への太陽光パネルの設置」、そして、⑬の河川敷・堤防敷への太陽光パネルの設置というものがありましたが、これらにつきましては数値目標の算定に向けました調査・検討への取組をロードマップという形で作成いただいております。

以下、各ロードマップにつきましては個別の説明は省きますが、資料を御参照いただければと思います。

簡単ですが、私からの説明は以上となります。水循環政策本部事務局といたしましても、引き続き関係省庁の方々の協力を得ながら水循環政策に関する再生可能エネルギーの導入促進に努めてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございました。

以上を踏まえ、質疑応答に入りたいと思います。発言者はこちらから指名させていただきますので、御発言を希望される方は「手を挙げる」機能で挙手をお願いします。質問と回答は簡単をお願いします。

まず、川本構成員から。

○川本構成員 川本です。ありがとうございました。

最初にタスクフォースでこの問題、意見を述べさせていただきまして、そして、8月に水循環政策本部からまた御説明、御報告いただき、今日、具体的な数字でお話しいただきまして大変ありがとうございます。内閣官房のこれまでの御努力に敬意を表します。

その上で私のコメントということで申し上げたく思います。今の御説明を聞いておまして、まだこの数字自体については完成していないと理解しております。最初に私どもの意見を申し上げましたときに御説明しましたように、日本は国土がこれだけ小さいにもかかわらず世界5位の水力発電国でございます。まだまだ発電にとっては未利用の水資源が非常に多い。先ほど牧島大臣からもお話のあった、日本の2030年、2050年の目標達成に向けて水力発電が非常に重要な役割を果たす、という私どもの期待が出発点でございました。

今の御説明の表の中の一番上にありました、国、水資源機構、それから、都道府県が今、管理されている多くのダム。これについて、相当の数があると既に御説明を以前いただいていると思います。その中では31ダムというのはまだ少ないのではないかという印象があります。御説明の中でもまだ設備容量も実は把握していない管理者がいらっしゃる。まだ実態把握が徹底できていないということだと思います。ぜひ、ここで頑張っていただきたい。私としてはこの一番上の既存ダムの箇所、特に国交省の御担当の大きなダムの2030

年、2050年のところが、キロワットアワーもよろしいのですが、キロワットも同時に把握していただいて、どれぐらい日本の再生可能エネルギー発電及びカーボンニュートラルに向けての貢献ができるのか、明確に最終的に数字で目標化していただきたいと思っております。

私からの質問は、目標をそういう意味でまとめるのはいつ頃を予定されているのか、その点をお聞きしたいと思います。特に一番上に掲げられている国交省さんの大きなダム、既存ダムについてはどういうスケジュール感でいらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○山田参事官 それでは、御回答いただけますでしょうか。

○内閣官房水循環政策本部（近藤企画官） 内閣官房水循環政策本部事務局で企画官をしております近藤と申します。

資料1-1の①、②、③のところの目標がどのぐらいで出るのかという御質問と理解いたしました。これは資料1-1に書いてございますとおり、国ですとか水資源機構のダムに関しましては一応、一通り目標が出ている状況でございます。まだ出ていないのは、そこに（年内予定）と書いてございますが、都道府県が管理するダムにつきましてまだ目標が出ていないということで、こちらについては国交省さんで年内取りまとめということで今、作業いただいております。

○山田参事官 ありがとうございます。

○川本構成員 今の点でよろしいですか。

○山田参事官 川本さん、どうぞ。

○川本構成員 私が伺いたかったのは都道府県も含めて、いつ数字として取りまとめられるのかということです。私の説明が十分ではなかったのですが、御回答いただければと思います。

それに加え、国、水資源機構の31ダムというのはちょっと、全体から見て少し少ないような気がするのですが、そこら辺はどういう感じなのか、御説明いただければと思います。

○山田参事官 御回答をお願いします。

○国土交通省 国交省でございます。

31ダムですけれども、国、水資源機構が管理するダム、128ダムのうち31ダムで実施するというところでございます。これについては治水に支障のない範囲で、雨が予測されない場合に発電に使いながら放流するという施策でございます。

ある意味、この治水に支障のない範囲でやるという条件設定をして実施するわけですが、この条件設定がこれでいいのかどうか。これを実際の降雨で検証しながら進めていく予定でございます。実際、ちょうどいい雨が降ってくれるかどうかにもよりますけれども、1年、2年、検証しながら対象ダム数を増やしていきたい。そういうように考えているところでございます。

以上です。

○山田参事官 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。いかがでしょうか。

八田先生、お願いします。

○八田構成員 どうもありがとうございました。

今のダムについてですけれども、私の理解では、昔は天候予測が非常に難しかったから、石橋を叩いて、発電にあまり使わなかった。ところが今は、予測が随分と正確にできるようになったから、かなり安全に有効活用できるようになったということだと思うのです。

そうすると、例えば過去2～3年のデータを使ってシミュレーションすれば、何もこれからわざわざ2年間、実際にやってみるまでもなく、現在水準の予測精度の下ではどうすべきだったかというのは分かると思うのですよ。だから、そこは急ぐべきではないかと思えます。

それから、もし新しい予測技術を入れてもなかなか導入が難しいことが判明した場所があるならば、どういう基準で導入が難しいと考えられるのか。そういうことも明確にされると、水循環政策本部さんとしても国交省さんの計画が妥当なものかどうか判断しやすいのではないかと思います。

○山田参事官 御回答を国交省からいただく前に今、大林さんも手が挙がってしまっていて、大林さんからもコメントをいただいて、それで国交省からの回答にしましょう。

○大林構成員 簡単に申し上げたいと思います。

今、八田先生がおっしゃられたことと基本的には同じなのですけれども、先般、第6次エネルギー基本計画が定められて、再生可能エネルギーの目標値2030年に36～38%入れることが定められました。それで、次回のエネルギー基本計画の議論がやはり2年後に行われますので、そういったところで新しい目標値と考えていらっしゃるのかなと思うのですが、先日グラスゴーで開催されたCOP26では2022年末までに締約国に対して、より強力な野心の引上げの数値を持ってこいということで、これは再生可能エネルギーの数値ではありませんけれども、2030年度までに46%削減という日本が持っている数値をさらに上げていくことが国際的には求められている。

これは当然、これもエネルギー基本計画の中に書かれていたのですが、再生可能エネルギー優先の原則を実質化していくこととともに、早期に2030年の36～38%。早期にこれらの水準に到達したときには、再生可能エネルギーの導入量が増える場合にはさらなる高みを目指すというふうに書かれておりますので、そういったことも考えながら、国際的に求められていること、国の中でどうやって上げていくかということ。これは当然、ダムの運用だけではないわけですけれども、そこも考えながら、ぜひその一つとして努力をしていただくことが重要ではないかと思います。

○山田参事官 ありがとうございました。

八田先生、大林さんのコメントについて御回答はありますでしょうか。

○国土交通省 国交省でございます。

このダム運用改善で、今、1つ考えているパターンとしましては、通常空っぽになっている空間に、洪水時に水をためて、満水の状態になるのですけれども、これまでは洪水が終わっても、次の洪水に備えるためにすぐに水位を下げなければいけないということで、発電しながらではなく、発電せずに速やかに水位を下げていた。これからは、降雨が予測されないときはゆっくり放流するというところでございます。

このときにダムが満水の状態から、最初からゆっくり放流する考え方もあれば、いや、それは危ないから、もう少し水位を下げてから、ゆっくり発電しながら放流しようみたいな考え方もあります。どのレベルから発電しながら放流できるか。これによっても発電量が変わってくると思いますが、なかなか予測がうまくできない線状降水帯とか、そういったものが発生するリスクもありますので、そのあたり、実際の気象のほうで検証しながら進めていきたいと思っております。

当然、最初、この31ダムを始めるときにも過去の気象データは活用しながら設定はしておるものでございますが、実際にそれで治水上支障がないかどうかの検証をしながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。31ダムは今後拡大していくつもりがあるということでありました。

それから、大林構成員からおっしゃっていましたが今後の見直し、国際情勢も踏まえた見直しについても、これはコメントはございますでしょうか。必ずしも国際情勢だけではなくて、節目がいろいろあると思いますけれども、ありますでしょうか。

○国土交通省 我々としては、毎年の気候によって検証しながら広げていくことになりまますので、国際情勢なども踏まえると急いでやっていく必要があるということだと思いますけれども、そういった気持ちの中で検証作業を進めていきたいと思っております。

○山田参事官 ありがとうございます。

八田先生、どうぞ。

○八田構成員 くどいようだけれども、過去のデータがあるわけだから検証できるはずですよ。だから、どういうタイミングでやったらいいかということの非常に正確なシナリオを過去のデータに基づいて持っていて、それを適用する範囲をどこに広げていくかを考えるべきではないでしょうか。さっきおっしゃったような線状降水帯で危なそうなところは最初はやらないということだけれども、では、そこに広げていくのにシミュレーションだけでどれだけやっていける可能性があるだろうかというのを確かめることができるはずですよ。いちいち全部、これからの天候を予測して、その後で実際に経験してからというのはあまり意味がないと思うのですよ。天候も過去の2年もこれからの2年も全然違うかもしれないし、だから、そういう過去の長い経験を踏まえたもので合理的にやっていったほうがいいと思います。そういうこともお考えいただければと思います。

要望です。

○山田参事官 あと、川本さんから一言いただいて大臣に。

○川本構成員 すみません。時間もないので、一言。今の八田先生のお話に加えまして私からの要望としては、都道府県について今回目標が全くまだ出ていませんので、これは別の管理主体ではありますが是非だしていただきたい。私が5月ですか、前回お話を聞きしたときには、局長の方は大変その点も前向きに、国交省として技術支援なり、アドバイスなり、経験をシェアしていくと表明されていました。ぜひそのスタンスは変えないで、スピード感を持って都道府県についてもしっかりとお願いしたい。今、八田先生がおっしゃいましたように、既にかなりデータも集まってきましたし、皆さん、水管理のプロですから、それほど大きなギャップはないと思います。ぜひその点もお願いしたいと思います。

○山田参事官 よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、最後に大臣からコメントがありましたらお願いしたいと思います。

○牧島大臣 有識者の先生方からもコメントをフィードバックいただいておりますがありがとうございます。

電気の消費量という点で言えば、デジタル社会を形成していこうとすると増えていくこととなりますし、2030年度の温室効果ガス46%という目標と現実との間にある課題を解決しないといけないと思っています。その上で、今回初めて再エネ導入目標とロードマップを取り上げてまとめていただいた。そういう意味では内閣官房水循環政策本部に心から御礼を申し上げます。

今日の報告は、ただ、最初の一歩だというふうに理解はしています。なので、今後、PDCAサイクルを回して、水循環基本計画とエネルギー基本計画の改定のタイミングで順次アップデートしていただきたいということをお願いします。

また、本日は今、お話があったとおり、国直轄分については報告いただいていますけれども、今後、地方自治体分についても取りまとめの上、改めて提出をいただきたいと思います。

さらに、先生方の御議論にあったとおり、データの活用も私たちは大変重視している観点であるということも付け加えさせていただきました。なので、タスクフォース事務局におかれましては、農山漁村の再エネの導入目標についても早急に農水省からタスクフォースに報告していただくようお願いしたいと思いますし、その他の公共施設、道路とか都市公園とか学校などについても再エネの導入目標の設定が可能か、関係省庁と議論を開始していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

私からは以上です。

○山田参事官 ありがとうございました。

それでは、1つ目の議題はここまでとさせていただきます。

続きまして、2つ目の議題の地域共生に関してのフォローアップに入りたいと思います。

それでは、経済産業省、農林水産省、環境省から、合わせて15分以内で御説明をお願いします。

○資源エネルギー庁（茂木部長） 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長の茂木でございます。資料2に沿いまして、私からまず経産省関係部分について御説明を申し上げたいと思います。項目ごとにフォローアップ、現状について御説明いたします。

まず、最初の「情報収集の強化と情報公開の徹底」でございます。1ページ目の1ポツのところでございますが、これは再エネ事業が申請されてきた段階で、自治体が早い段階から住民の意見を踏まえながら地域共生型の再エネに導いていけるような支援体制を取るべきだという御意見であります。

これにつきましては、既に今年の8月から、発電設備の立地する自治体に限ってですけれども、事業者から経産省に対して、FITの申請があった場合に、域内の事業者名、それから、設置場所等の法令遵守状況の確認のために必要な情報を共有することをしてしています。これは限定している理由は、認定前情報でもありますし、競争上の情報でありますので、関係する自治体に限ってこの情報を共有させていただけるということでもあります。こうした情報を早めに共有することによって、関係自治体も準備ができますし、地域住民等の意見も踏まえながら事業者との調整が行える。そういう環境が整備できていくと考えています。

次に2つ目でございますが、こちらは建設を開始する案件、再エネの案件について、現場に工事の概要ですとか、発電事業者名や工事事業者名を掲示させるということで、こうしたことをしていく上での法令の改正をすべきだと。それから、事前に周知できる仕組みがあるべきだと。こうしたことを担保する制度をつくってほしいということでもあります。

これについては、既に現行の事業計画策定ガイドラインがございまして、事業者はこれに従ってFITの申請なり、それまでの手続を行っていきます。このガイドラインの中で土地の造成等を行う工事の開始後速やかに標識を掲示することを定めています。また、これが遵守されていない場合には、指導、改善命令、認定取消し。こういったものを行うということも明記しています。引き続いて、この制度の着実な進行をしていきます。それから、通報フォームというものがございまして、これで住民等からいろいろな通報を受け付ける仕組みもできております。こうした内容をしっかり精査して、事業実態を把握して、必要に応じて、このガイドラインの改定を行ってまいりたいと考えています。

次のページをお願いします。

また、次の2ページに3つ目がございます。これは情報公開ということなのですが、不適切な事案ですとか、あるいは事故が発生した事案について、事故情報の公開ができるように、法令の改正を検討すべきということでもあります。

この部分はFIT法の関係と電気事業法の保安の確保の関係と2種類、議論がございまして、まず、FIT法の関係について私から説明します。

この中で、FIT法の中では、事案の公表については、認定取消しを行った案件については、違反内容に応じて、設備ID、発電事業者名、代表者名、発電出力、それから、発電所所在地などを公開しているということです。件数については、これは柵塀ですとか標識に関する毎年の指導件数。これは審議会において全て公表しているところです。

続いて、ページを先に進めてください。5ページをお願いします。

8番目で「FIT法の適切な執行」という項がございます。この中では、まず意見のほうで、FIT法の執行を進めていくために、経産省側の執行体制を強化すべきだという御指摘をいただいています。地域共生型の再エネを進めていくために再生可能エネルギー専門官。こういった例えば専門家を各地方局に配置するとか、こういう形で地域の支援も行っていくべきではないかという御指摘です。

現状の体制について、対応のところに書かせていただいておりますが、現在、FIT法の執行については、局の再エネ担当が全国で約90名で対応しています。これに加えて、電気設備の点検に関する保安監督部で合わせて、このほかに80名ほどおりますので、合計すると90名プラス80名の170名ほどがこのFIT法並びに再エネ設備の保安の確保の関係で業務に従事しているということです。この両者は適宜、情報の共有もしながらしっかりと業務を行っておりますし、最近では外部委託で専門家を活用することで指導件数を大幅に増やしているということです。もちろん、今後とも担当人員の増強は図ってまいりたいと思っておりますし、足りない部分については外部委託の活用も進めてまいりたいと考えています。

続いて、6ページをお願いします。

タスクフォースの構成員からの追加コメントもございまして、こちらの中では、各省が様々なFITあるいは再エネに関するデータを持っているので、これを一元化すべきではないかという御指摘です。特に土砂災害警戒区域と立地場所だけではなくて、環境省のデータベースなども組み合わせるべきではないかということです。

対応のほうを御覧ください。まず、今年の7月、熱海で発生した盛土災害を踏まえまして、各都道府県で盛土総点検を進めてまいりましたが、自治体によっては、太陽光発電の設備の点検も進めています。

幾つかございますが、まず、認定情報というものがございまして、太陽光発電が、どの事業者がどこに設置して、どういうふうに動いているかという認定情報がございまして、これは全て実はデータベースとして文字で見ることができるのですが、これだけだと非常に分かりにくいということで、情報のマップ化をこの9月に行いました。これによって、稼働済み案件の位置が一目で分かるような形になっています。

それから、このマップを土砂災害警戒区域等の全国データとの重ね合わせも行いまして、こちらを重ね合わせることで、このエリアと再エネ、太陽光発電がどこに設置されているかが一目で分かるという情報の提供を行っております。これは現時点ではあくまでも自治体に対する情報提供として行わせていただいているところでありまして、自治体側から当然、このマップを見て、照会があれば必要に応じて経産局あるいは経産省の人間が立入

検査をするなどして指導も行っていくということです。

それから、他省庁が持っているデータとの連携についても検討を進めています。これはデジタル庁とも相談させていただいておりますが、まずは用途をよく考えた上で、その用途に応じて、例えばデータのマップの重ね合わせとかデータの統合とかをやっていくべきだという御指摘も頂戴しておりまして、この辺は関係省庁とも連携しながら、最も使いやすい情報提供の仕方を考えていきたいと思っております。

次に、8ページを御覧ください。

10番で、ここは経産省、環境省が、林野庁等の協力も得ながら、自治体の再エネ条例を調査した上で、再エネの立地の仕方等についての法令とかガイドラインの整備を検討すべきではないかという御指摘です。

この点について、まず、先ほど申し上げた事業計画策定ガイドラインがあることを改めて申し上げたいと思っております。事業者はこれに沿って事業を進めるということで、これは各地域ばらばらではなくて、全国一律に適用されておりますので、事業者がまず、このガイドラインに沿って、法令遵守や条例の遵守、あるいは地域への説明。こういったものを行っていく必要があります。当然、私どもはこちらの執行の強化もやってまいります。

これに加えて、これは地域で様々な条例がつくられています。もちろん、先進的な事例もございますので、こうした各自治体がつくっている再エネに関する条例をデータベース化しまして、多くの自治体に提供させていただいております。この互いの自治体情報を横に共有することによって、それぞれのベストプラクティスを学び、各自治体がその地域に合った形で条例の策定ですとか、あるいは対応を強化していく取組を進めていただきたいと考えています。

もちろん、このデータの提供も、より分かりやすく、電源種、あるいは同意のプロセスの有無、区域指定のやり方等といった要素によってソート可能な形で提供していきます。今後も自治体の皆さんとはよく連携しながら取組を進めてまいりたいと思っております。

経産省からの説明は以上です。

○山田参事官 続いて、経産省の電力安全課からお願いします。

それで、すみません。予定する15分のうち、もう3分の2を使っているんで、あとは手短かに御説明をお願いします。

○経済産業省（田上課長） 経済産業省電力安全課の田上です。

まず、2ページの3番目を御覧いただければと思います。事故情報の公開でございます。9月7日の再エネタスクフォースにおいて、属性情報を含めて情報公開を詳細にすべきといった御意見をいただきました。

再エネタスクフォースからの御意見、御提言を踏まえまして、類似事故の再発を防いでいく観点から、全国の事故情報、これは発生した年月や発生した地域、事故の原因や再発防止策などをデータベース化いたしまして、検索機能を付した形で、一覧性のある形で、来年1月を目途に提供するべく、現在、データベースの作成を行っているところです。ま

ずは2020年度の事故情報から順次、データベースに盛り込んでまいりたいと思います。

続いて、7ページの9番でございます。太陽光発電所の設置件数や事故件数が増えてきているということで、徹底した調査を行って、保安体制の在り方について再検討すべきといった御提言をいただきました。

こちらについては、小出力太陽電池発電設備、50kW未満の保安管理の取組の実態を把握するべく、所有者の方2万者と自治体・消防本部250者にアンケートを取らせていただきました。その結果を踏まえ、太陽電池発電所の使用前自己確認、これは設置者自らが安全を確認する制度ですが、もちろん、能力のある方をお願いしても構いませんが、現在対象外としている50～500kWの太陽光についても対象へ含める方向です。また、使用前自己確認の項目についても、現在、電氣的なリスクだけ調査をしてお願いしていますが、設備の構造的なリスクについても確認をお願いしていく方向です。

また、これまでは保安規制の適用対象外だった小出力発電設備、太陽光50kW未満、風力20kW未満についても、電気事業法の中で新しい類型、これは小規模事業用電気工作物として位置づけ、保安規制の適用対象に含めていくことを予定しています。こちらについて、スピード感を持って必要な制度改正を行ってまいりたいと思っています。

経産省からは以上になります。

○山田参事官 続きまして、農水省林野庁から御説明をお願いします。恐縮ですけれども、少し駆け足でお願いします。

○林野庁（佐伯課長） 続きまして、林野庁でございます。主な対応内容について、下線が引かれている項目を中心に御説明したいと思います。

まず、3ページ目のナンバー4を御覧ください。林地開発規制に係る都道府県等の担当部局が、増加する開発案件に対処できるよう、研修などの支援強化や、衛星写真などの最新技術を活用することを検討すべきことや、地方経産局との連携等についての御指摘がございました。

これに対して、衛星画像を活用した開発箇所の自動抽出など、最新技術を活用した森林の効率的な監視の取組を実施していくことに加えまして、ノウハウの共有について経産省と連携することについて、令和3年度内に検討したいと考えております。

同じく、3ページ目のナンバー5についてでございます。1haを超える開発行爲について、令和元年12月に整備した太陽光発電施設に係る林地開発許可基準の運用状況の確認を行うとともに、さらにデータを収集した上で、科学的根拠に基づき、現行の許可基準の在り方の再検討に関する御指摘や、現行制度に関する説明責任、自治体からの意見への対応について、タイムスケジュールを持って検討するよう御指摘がございました。

これに対して、令和元年に整備した許可基準について、都道府県の運用実態を把握・分析しまして、効果の把握をするとともに、基準を的確に運用されるよう令和3年度中に国として助言・指導するほか、必要に応じて基準の見直しについて検討したいと考えております。

続きまして、4ページ目、ナンバー6を御覧ください。1ha以下の開発行為について、引き続きデータを収集しまして、規制の在り方を検討するよう御指摘がございました。

これに対して、伐採届で確認される1ha以下の転用案件につきまして、衛星写真も活用して土砂流出等の発生状況について令和3年度も継続して実態を把握するほか、必要に応じて基準の見直しについて検討したいと考えております。

同じく、4ページ目のナンバー7についてでございます。監督処分や許可の取消しにつきまして、体制の強化や自治体への支援、定期的な情報公開について御指摘がございました。

これに対して、令和3年度中に、違反行為に対する行政指導や監督処分の全国的な取組状況を都道府県と共有するとともに結果を公表しまして、さらに、その事例分析をした結果も都道府県と共有し、執行体制を支援したいと考えております。また、監督処分について、各都道府県からの問合せに対して適正に対処できるよう全国の見地からの助言を進めることといたします。

続きまして、全国再エネ問題連絡会からの森林法に対する御意見とその対応についてでございます。10ページ目のナンバー13を御覧ください。林地開発許可の取消しが森林法上の規定がないことから、制度の実効性が担保されないとの御指摘がございました。

これに対して、森林法上、許可の取消し規定が明記されていなくても可能である。そのことを都道府県に周知している中で、さらに補足して申し上げますと、許可した後に違反行為が判明した場合でも違反事業者に対して復旧命令等を事後的にも可能で、制度の実効性は担保されていると考えているところでございますが、そのような中で、4ページ目のナンバー7で御説明したとおり、違反事例の分析等を通じまして取消しの措置の有効性を令和3年度中に整理し、その結果を都道府県と共有することといたします。

以上の対応などを通じまして、林野庁としても地域と調整しつつ、森林の公益的機能と調和した太陽光発電施設の太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用促進を図ってまいる考えでございます。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

続いて、環境省、手短にお願いします。

○環境省（松田課長） 環境省からです。

8ページ目の11番を御覧いただければと思います。自治体の再エネ利用促進の目標設定やポジティブゾーニングに対しての技術的・財政的支援や仕組みづくりなどの意見がございました。

その点について、まず、財政的支援に関しては、今年度の予算や来年度の予算には補正予算、今、審議されているものも含めて財政支援をしっかりと行いまして後押ししていきたいと思っております。また今後、環境省は100か所以上、脱炭素先行地域を選定していきたいと考えておりますが、その支援を行う自治体には促進区域の設定についてもお願いをしていき

たいと思います。

また、技術的支援の部分については今、来年4月の改正温対法の施行に向けてルール整備に向けた検討を行っているところでございます。今、年内を目途に取りまとめ予定であり、自治体の目標や促進区域の策定に役立つシステム・データの提供、また、これらの考え方をまとめたマニュアルをつくって提供していきたいと思います。また、自治体の目標や促進区域の設定状況などを定期的に集約して公表していきたいと考えます。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

これを踏まえまして、質疑応答に入ります。御質問、コメントのある方は手を挙げて。高橋先生。

○高橋構成員 ありがとうございます。都留文科大学の高橋です。コメントさせていただきます。

経産省さん、情報公開とか前向きに御対応くださいますありがとうございます。向いている方向は同じだと思いますが、やはりFIT法の適切な執行が極めて重要であると思っております。職員の方々、地方経産局とか産業保安監督部のほうで増員していますということで、非常に努力されていることとは思うのですが、やはり200万件を超えるようなFITの案件のことを考えると、これはしっかりと担当増員、人員の増強をさらに図っていくことが極めて重要です。この地域共生の問題は私どもも非常に重視しておりますので、引き続き法の適切な執行という観点からよろしくお願ひしたいということです。

林野庁さんも、いろいろと対応していただいているところは御礼を申し上げます。他方で、やはり森林法の関係で今、現実に非常に国民の関心も高まっております。令和元年の長官通知について、基準の見直しを検討することをおっしゃっていただきましたけれども、現実に様々な声が地域住民の方々から上がっておりますので、なるべく早く実態を把握されて、どういう場合にどういう検討がなされるのかということも含めて、ぜひ前向きに、スピード感を持って対応していただければと思います。

私からは以上です。よろしくお願ひします。

○山田参事官 ありがとうございます。

高橋先生から2点コメントがありましたけれども、経産省、林野庁からそれぞれ何かコメントはございますか。

○資源エネルギー庁（茂木部長） 経産省です。御指摘ありがとうございます。

これは職員の増員ですので、なかなかそう簡単にいかないところはありますけれども、しっかり体制をつくって進めていきたいと思ひます。

それから、外部専門家の活用ですとか、業務そのものの効率化・デジタル化。こういったことも進めながら、効率良く業務の処理を進めてまいりたいと思ひます。

○山田参事官 林野庁から何かコメントはありますか。

○林野庁（佐伯課長） 林野庁でございます。

まさに令和元年の基準の見直しの状況について分析している最中でございます。できるだけ早めに検証して、それを踏まえた上での対応をしっかりと講じていきたいと考えております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

大林さんから手が挙がっております。大林さん、お願いします。

○大林構成員 既に茂木さんからも御回答いただいたのですが、やはり様々なところに散らばっているデータを1つに集めていく。特に自治体に散らばっているデータを集めていく際にはデジタル化が非常に必要と思います。今、漏れ聞くところによると、一部の自治体では地図の上にペンで書いたものをPDF化して、それをまたデータに落としていく作業はかなりかかっていると聞いていますので、環境省、経産省で一元化していくときに、やはりデジタル化は根本から進めていくことで、あとは規格を統一していくこと、集積して透明性を持って公開していく。その段階を迅速にやっていくのが今まさに求められていると思います。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

こちらについてもよろしいですね。デジタル庁とも連携して、経産省、林野庁、環境省でデータを集積していくという御説明が茂木部長からあったと思います。

よろしいですか。

大臣、副大臣もよろしいでしょうか。

○牧島大臣 今、お話があったとおり、デジタルと規制改革、併せて担当させていただいていますので、しっかり連携を取っていきたいと思います。

以上です。

○山田参事官 大臣、ありがとうございます。

それでは、2番目の議題はこの程度とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、3番目の議題「リチウムイオン蓄電池に係る『消防法』の見直しについて」に入ります。

要望者として、今日はセイノーホールディングス様と東京電力にお越しいただいております。まず、セイノーホールディングス様から、10分以内で御説明をお願いします。

○セイノーホールディングス株式会社（丸田取締役） セイノーホールディングスの丸田と申します。よろしくお願いたします。

今日は弊社、電気自動車EVに使用する車載用リチウムイオン電池の消防法の規制の見直しについて御要望するものでございます。

弊社は、資料に記載のとおり、車載用リチウムイオン電池を貯蔵する危険物倉庫については、面積や平屋建てに限られる、あるいは高さなどの制限がございますので、これを緩

和していただきたい、撤廃していただきたいのが弊社の要請でございます。

車載用リチウムイオン電池を実際、皆さんは本物を御覧になったことがないと思うのですが、大体、今のEVは重量が300~600kgぐらい、大きなもので1tということで、危険物に該当します。また、国際連合の認証でUN3480、あと、UN3481もありますが、大体、このコードがついているのが一般的でございます。

現在、車載用リチウムイオン電池を貯蔵する危険物倉庫は面積が1,000m²以下、平屋建てで、軒高が20mという基準がございます。面積が1,000m²の場合ですと、リチウムイオン電池が200本ぐらいしか保存できないことになってございます。

これでは今後、日本でも電気自動車EVが普及するに当たっては非常に保管が難しいということなので、この規則を撤廃して大規模な倉庫に保管させていただきたいということでございます。

背景を簡単に説明させていただきますと、自動車産業は日本で非常に成功を収めまして、世界に冠たる自動車大国になったわけでございますが、他方、自動車を先進していましたドイツではディーゼルエンジンにこだわったこともあって非常に苦しくなり、その打開策として電気自動車EVへのゲームチェンジを仕掛けることで、ドイツなどでは国を挙げてEVに特化しているということでございます。

現在、日本のEVは非常に遅れてきているのですが、ここで挽回しようと思う中で、このリチウムイオン電池に係る消防法の規定が非常に大きなネックになっており、これを撤廃していただく必要があるのではないかと考えております。

弊社からの要望事項は危険物倉庫の面積なのですが、リチウムイオン電池の中には電解液が入っており、これが1,000lを超えると危険物で非常に厳しい規制がございます、これを撤廃しないと日本の自動車メーカーがEVで巻き返すのは非常に難しいのではないかとこの状況でございます。

例えば、1,000m²の倉庫ですとリチウムイオン電池が約200本しか保管できませんので、EVが普及しますと、いろいろな予測があるのですが、自動車工業会等の予測ですと、日本で年間200万台生産される。あるいは日本で製造される自動車の3分の1になりますと300万台という、たくさんの数のEVが生産されますので、それぞれリチウムイオン電池を1本積んでいるわけですから、200万本ですとか300万本ですとか、非常に多数のリチウムイオン電池が必要になってきます。

もちろん、それが例えば1,000m²の倉庫ですと200本ですから、そういう小型の倉庫を1,000とか、たくさん造らざるを得ないので、非常に非効率的になり、大きな倉庫を造って一括して保管することをしなければならぬと思っております。

生産だけではなくて、EVがだんだん普及していきますと、今度はスペアパーツですとかリサイクルについても、市場に流通してまいりますので、そちらも工場以外の町なかにも倉庫ができてくるということもございますので、この倉庫の基準を緩和しないと普及させるのは難しいというのが事業者としての実感でございます。

ただ一つ、消防庁におかれましては、この規制が緩和されない場合にどうなるかということで、事業者としての一つの対応としましては、リチウムイオン電池は普通の工場とか町なかで流通するときには消防法の管轄、対象なのですが、一旦、自動車に組み込んでしまいますと製品ということになり、道路運送車両法という別の法律になります。例えば日本で消防法上の規定が厳しいのであれば海外で、自動車を生産して日本に逆輸入する、完成車を持ってくればクリアできるという可能性も多分にあるわけでございます。

資料の「7. 自動車産業を取り巻く状況」に記載のとおり、自動車産業には今、約540万人の方が従事しておりまして、日本の輸出金額の20%になっております。これがリチウムイオン電池に係るいろいろな規制が緩和されないために海外で作って輸入するようなことになると、仮に100万人と記載してありますが、非常にたくさんの方が失業する可能性が現実論としてあるのだと思います。

また、電気自動車は、バッテリーが主要部品であり、コストの3分の1がバッテリーと言われています。バッテリーについても、資料記載のように、2020年の例で見ますと、世界の大手のバッテリー製造メーカーは中国のCATL、韓国のLG Chem、日本ではパナソニックさんもあるのですが、パナソニックさんも工場は全て海外にあり、日本では生産してもらえないとお伺いしておりますので、結局、日本の産業自体、自動車産業の空洞化となってくるわけでございます。やはり日本でバッテリーも生産しなければならないと思っております。

今は日産自動車さんの関係するエンビジョンAESCが茨城県に工場を建設されまして、2024年から生産するとお伺いしておりますが、バッテリー工場を日本で造っていく段階になっても、リチウムイオン電池に係る全般の規制が非常に厳しくて苦しい状況になってくる、なかなか進まないのだろうというのが予想されるところでございます。

この倉庫に絞りますと、2024年には今、建設中のバッテリー工場が立ち上がってまいりまして、その頃にはバッテリーの倉庫が必要になってくるのですが、実は日本では建築確認申請ですとか、倉庫の建築には許認可も含めて様々な手続きがあり、建築するには非常に長い期間もかかります。よって、来年の年末ぐらいには建築確認申請などの実際の建築にかからないと、なかなか難しいという状況になっていますので、本要望の規制緩和が実現しないと、設備投資する判断ができないものですから、本当に早く撤廃していただきたいと考えているところでございます。

他方、日本はこのような状況なのですが、海外の状況はどうか。一番、電気自動車ゲームチェンジャーを仕掛けてきたドイツの事例です。

ドイツも、車載用リチウムイオン電池は日本と同じ国連認証のUN3480を使っています。弊社はドイツの国営の物流会社と日本で合弁会社があるものですから、当該会社がリチウムイオン電池をたくさん扱っているのですが、いろいろ調査した結果ですが、ドイツでは車載用リチウムイオン電池の規制はないそうです。貯蔵とか輸送については、特に倉庫はドイツ政府は全く関与しておらず、規制はございません。そのために倉庫の面積や高さの制限

は全くないことを確認してございます。

平成23年に内閣府の行政刷新会議で同じようにリチウムイオン電池の取扱いが規制されていますが、そのときに消防庁の調べられたところでは、ドイツでもそういうリチウムイオン電池を制限する法律があると伺いました。実際、我々が調べたところでは労働者の安全保安のためであって、保管を対象とするものではないということで確認しております。

バッテリーの倉庫について実例をご紹介します。ドイツでは資料の右側に記載がありますような大型の立体倉庫でリチウムイオン電池が貯蔵されております。左側は日本の事例です。これはドイツのBMWという有名な自動車メーカーが建設した倉庫ですが、150m²の小さな倉庫を8棟造っているということで、非常に非効率な運営となります。ぜひ、大きな倉庫を建てさせていただきたいと思っています。

他方、アメリカがどうかということで見ますと、テスラという米国の大手会社がございます。世界中で今、大型のバッテリー倉庫を造っているところでございます。

ご説明は以上でございます。ぜひ、来年4月を目途に規制緩和していただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、東京電力ホールディングス様から、10分以内で御説明をお願いします。

○東京電力ホールディングス株式会社（榎並課長代理） 東京電力ホールディングスの榎並と申します。よろしくお願いいたします。

では、東京電力より「屋外コンテナに設置するリチウムイオン蓄電池システムに係る『消防法』への規制緩和要望」ということで御説明させていただきたいと思っております。

こちらは定置用蓄電池を取り巻く国内外の状況でございます。まず、左下のグラフは、2020年には1兆円、2035年には3兆円を超えると予測されておりました、全体的に規模拡大ということになっております。一方、国内市場では、2050年カーボンニュートラルの政府表明を受けまして、日本ではオレンジの部分、太陽光併設の部分がメインですけれども、世界市場のように今後は青色の部分、系統用を中心とした再エネ併設や産業用途等への拡大をすると想定しております。

弊社における定置用蓄電池の取組になります。弊社では、同じくカーボンニュートラルへの挑戦として、2050年度CO₂排出実質ゼロを目標としております。その促進の一つとして、非常時のレジリエンスや分散エネルギーの有効活用へ向けて、お客様及びネットワークサイドへの蓄電池の導入・拡大に努めております。また、お客様に安全・安心、かつ低価格で御利用いただける蓄電池技術の確立というところで、こちらについては国際規格、IECや、今後出てきますが、JIS C 4441に関しましては当社主導で発効させていただいている実績がございます。

続きまして、実際に使っているユースケースになります。こちらにつきましては、まず左側、再エネのほうに併設させていただきまして、発電出力の平準化、あと、右の需給調

整活用では工場に併設しまして、こちらでは負荷側の平準化。左下は市場取引活用というところで、こちらは発電と負荷のところであまり需給調整に活用していくといったところでございます。さらに、右下の部分では非常用電源として防災・BCP活用に取り組んでいるところでございます。

さらに、先ほどセイノーホールディングス様から御説明があったとおり、国際的なモビリティ電動化に対応しまして、モビリティ電池を定置用へ活用しようといった取組も行っております。

続いて、こちらが実際に取り扱っている蓄電池のシステムになります。こういったコンテナに格納しておりまして、このコンテナには、右下の写真のように、こういった空調とか水冷設備がありまして、またはこの扉がありまして、保守用の扉がついておりますので、こういう仕組みで行っております。中には蓄電池モジュール、この緑の箱でくくってありますけれども、こういったものが数十個入っておりまして、そのモジュールの中にセルが幾つか入っております。今回、このセルの電解液が危険物対象となっているところでございます。

こちらの蓄電池設備につきましては、規模は数十kWh～数十MWh程度。こちらは4,800Ah・セル以上が全てのものになりますが、これが主にコンテナへ収納されているところがございます。

下の黒い枠になりますけれども、今回の要望の背景といたしましては、先ほどの1ページ目のグラフにあったとおり、再エネ利用拡大に併せて、環境先進企業等から指定数量以上の設置要望が増加しつつあること。もう一つは、スーパーなどの多店舗展開企業やマンションなどでBCPの利用で設置要望が増加しているところがございます。ただ、その一方、既設の建物に設置するというところがございますので、スペース的になく、離隔不足やコスト増を理由に十分な蓄電池容量を確保できないお客様が一部存在しているところがございます。

以上を踏まえまして、今、蓄電池に係る規制体系をまず説明させていただきます。まずは、目的の異なる2つの規制体系が存在しておりまして、左側の青い枠は電解液が該当しますが、危険物の規制で、右側の緑の枠には主に蓄電池の設備の規制ということで、対象火気設備等の規則があります。こちらは指定数量0.2以上に関しましては、この2種類の申請が必要になっている現状でございます。

これまで規制緩和していただいている中で、そうした緩和処置を含めた規制状況を御説明させていただきます。まず、左の青い枠の指定数量以上の部分。こちらは平成24年に規制緩和をしていただいておりますけれども、建築物内及び屋上に設置する場合の緩和をしていただいております。

続いて、下の指定数量以下の部分になります。こちらは消防危第303号通知でいただいておりますが、出入口以外の開口部を有しない箱に保管する場合、総量緩和や離隔距離不要を通知いただいております。

一方、右の緑枠になりますけれども、対象火気設備等の規則では、それと別に離隔距離や換気設備等を要求されてございます。第303号通知は離隔距離が不要に対しまして離隔距離が必要になったり、開口部を有しない箱に保管する場合がありますが、それに対して換気設備を求められているような矛盾も生じる現状でございます。

以上を踏まえまして、要望事項になります。

まず、1つ目、指定数量以上の部分におきまして屋外コンテナ内に設置する、構造・設備・配置について規制緩和を要望するところでございます。

2つ目、緑の部分になりますけれども、こちらの部分においても屋外コンテナの設置要件。これは離隔不要化と換気設備の明確化を要望するところでございます。

続いて、3つ目、先ほど出ています第303号通知におきまして矛盾等が発生していますので、その部分の明確化とその他規制との整合を図っていただきたいという内容になります。

次から、その一つ一つの要望の詳細について御説明させていただきます。

まず、指定数量以上の屋外コンテナにつきましては、まず、構造・設備においては指定数量以下のところで消防危第303号における箱を規定しておりまして、こちらは既に消防庁から検討報告書が出ておりまして、安全対策品であることが示されております。これを指定数量以上の蓄電池設備にも適用いただきたいといった要望でございます。

また、配置については、指定数量10倍を超えた設備の保有空地についてはNAS電池では5mから3mへ緩和いただいております。この理由としましては、耐火構造であれば今回緩和いただいているところではございますので、これと同様に、構造・設備で安全が担保された蓄電池設備にも適用していただきたいといった内容になります。

続いて、要望②になります。対象火気設備等の屋外コンテナ設置要件ですが、まず1つ目、離隔不要化。こちらはコンテナ型データセンターでは、コンテナ及びコンテナの外壁等を建築物及び建築物の外壁等とみなしていただいております。

これを見習いまして、蓄電池設備及び変電設備を含む附帯設備についても建築物とみなす、イコール屋内設置としていただくことで離隔距離は不要と感じております。

もう一つ、換気設備の明確化になります。こちらの目的は、設備の温度上昇による絶縁低下とガス排出によるものと認識しております。まず1つ目の温度上昇による絶縁低下については、先ほどコンテナのところの説明したとおり、空調がついておりますので、絶縁劣化の心配はございません。また逆に、換気設備があることで、外部からのじんあい侵入や空調効率低下で設備への影響が懸念されます。

ガスの排出につきましては、JIS C 4441附属書B.5に記載されているとおり、リチウムイオン電池は密閉されておりますので、通常使用時に水素ガス等は発生しません。ただし、故障レベルに応じ、異常状態下では、ガスが放出する可能性がございます。そのため、異常時にのみ換気が必要であり、例えば先ほどのコンテナでありましたとおり、保守用の出入口があれば換気は可能となります。

以上から、空調などがある設備では、目的が異常時の換気と絞っていただくことで、換気可能な保守用の出入口がある場合は換気設備が設置されているとみなしていただきたいといった要望になります。

続いて、要望③になります。消防危第303号については、先ほど矛盾という言葉を使わせていただきましたが、それもあまして、所轄消防により判断が異なることがあります。

下の緑の表につきましては、実際に消防危第303号が適用外となった案件になります。まず、A県につきましては少量危険物単位、つまり、指定数量以下の単位をコンテナに入れて、それを数十台設置した計画に対しまして危険物一般取扱所、指定数量以上の扱いと判断を受けました。こちらは消防危第303号の箱の集合体に対し総量緩和されなかった事例になります。総量緩和されなかった事例なので、こちらについてはしっかりと除外要件の明確化を要望いたします。

下のB県、C県、D県の案件につきましては、消防危第303号と火災予防条例との矛盾になります。火災予防条例のほうを優先されたということで、屋外に設ける蓄電設備は消防認定キュービクル式のものを使わなければならないことや換気設備の設置を設けられたといったところで、こういったところの火災予防条例との整合を要望するところがございます。

以上の規制緩和のスケジュール要望になります。まず、要望①及び要望③、主に指定数量以上の部分の緩和につきましては、2024年度から開始予定の需給調整市場メニュー拡大がありますので、ここに蓄電池の需要が増加すると想定しております。そこに伴いまして、設備の構築や発注を考慮しますと、遅くとも2022年度第1四半期の法令改正もしくは通達を要望させていただきます。

要望②、対象火気設備等のコンテナの設置や火災予防条例との整合のところになりますけれども、既に顕在化しておりますので、ぜひとも早々の通達を要望するところがございます。

以上、東京電力ホールディングスからの御説明になりますが、やはり限られた土地の部分でこういった離隔距離を安全なところで緩和していくことによりまして、蓄電池のさらなる拡大、ひいてはカーボンニュートラルに貢献できると感じておりますので、ぜひとも前向きな検討をよろしく願いいたします。

東京電力からは以上になります。ありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございました。

このほかにも事務局には民間事業者から要望が寄せられております。本日、プレゼンの時間は用意しておりませんが、資料3-3としてテスラジャパンからの御要望、具体的には4,800Ahという規制の線引きの見直しの要望と、海外の規格等を満たす製品については離隔距離の撤廃を求める要望が出ております。そして、電池工業会からの電解液総量1,000ℓに係る規制緩和要望を配付しております。

ここで小林副大臣、先ほど音声を通じず大変失礼いたしましたけれども、このタイミン

グで一言ございますか。よろしいですか。

○小林副大臣 蓄電池の問題は私も長く携わってきており、何とか解決をしなければいけないと思っています。

国内の事業者さんからも含めていろいろ御要望いただいたと思っていますが、現実的にこれならすぐやれるのではないのかという提案もあり、それはすぐさまやりましょうということだと思っています。一方、海外で製品として安全だと認証されたものをわざわざもう一回、国内で非常に危険なものとして取り扱うのはどうなのかと思いますし、電解液を灯油と同じような扱いをいつまでするのかということはそろそろ考え直したほうが良いと思っていますので、技術の進展に伴ってしっかりとした基準で管理していくことが重要だと思っています。

本日はその辺を御議論いただき、しっかり前に進めたいと思っています。よろしく願います。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、お待たせいたしました。総務省消防庁から、10分以内で御説明をお願いいたします。

○消防庁（小宮次長） 消防庁の次長の小宮でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、御説明させていただきます。

最初のリチウムイオン蓄電池に関係します火災危険性ということで、海外の事例を報道から少し探ってまいりまして、大変恐縮でございますけれども、外国のウェブサイトから事例1と事例2は引っ張ってきていますので、英文のままで大変申し訳ありません。

まず、冒頭の上でございますが、一般に、リチウムイオン蓄電池の電解液には危険物が使用されておりまして、火災などが発生した場合には、電解液や可燃性ガスがセルの外部に噴出・着火いたしまして、激しく火炎を噴き出すこととなります。

まず、火災事例1でございますけれども、リチウムイオン蓄電池を貯蔵する倉庫の火災がアメリカのイリノイ州で起きました。これにつきましては2021年7月11日で、アンダーラインを引っ張ったところでございますが、リチウムイオン蓄電池を貯蔵する7万平方フィート、約6,500平方メートルの倉庫の火災がありまして、約1,000世帯や企業に避難指示を行っておりまして、3,000人から5,000人が避難されております。

次の火災事例2で、これもアメリカのアリゾナ州でリチウムイオン蓄電池設備の火災がございました。これは2019年4月で、リチウムイオン蓄電池が次々と熱暴走を起こして炎上し、4名の消防士が重傷を負っております。

火災事例3がオーストラリアのビクトリア州のリチウムイオン蓄電池設備の火災でございまして、蓄電施設におきまして2021年7月30日に火災が発生いたしまして、それから8月2日、3日にわたりまして火事が起きまして、3日間のうちに鎮火されたということでございます。

次をおめぐりいただきまして、リチウムイオン蓄電池を倉庫に貯蔵する場合のセイノーホールディングスさんの御要望についての消防法上の規制でございます。

主な規制は幾つかございます。例えば住宅、学校等からの距離ですとか、保有空地ですとか、様々ございますけれども、御要望の内容が赤字で、まず、平家建てということと、軒高は6m未満ということと、床面積が1,000m²以下ということでございます。

右に「要望に関連する規制の趣旨」という欄を御覧いただきますと、まず、平家建てにつきましては、火災等の事故が発生した場合にその圧力を上部に放出して、近隣建築物などへの影響を小さくすることが目的でございます。

2つ目の軒高6m未満につきましては、まず、事業者による消火器等を使用いたしました初期消火活動を行うことと、もう一つは、消防隊が駆けつけた後に開口部から放水した場合に水が上まで届く高さ。こうしたものを考慮して6m未満としております。

最後の床面積につきましては、火災等の被害を局限化するために設けておるということでございます。

次で、御要望は繰り返しいたしません、倉庫に貯蔵する場合の面積、回数、軒高制限の撤廃でございます。

これにつきましての消防庁の対応方針で、消防法におきましては、国民の生命、身体及び財産を火災から守る観点から、火災危険性の高いリチウムイオン蓄電池を一定数量以上、倉庫に貯蔵する場合につきまして、必要な安全性を確保するための規制を行っております。最近の国内外の倉庫火災の状況に鑑みますと、危険物を貯蔵する倉庫の火災に対する安全性の確保は必須のものと考えておまして、国外で発生しております、先ほど申しましたような火災の状況などにつきまして調査いたしまして、また、規制を緩和した場合の火災の被害の程度、また、安全性を確保するための消火設備の必要性あるいは有効性などにつきまして専門的な議論を行う必要があります。そのために、これらの事項を検討する検討会を設けまして、必要な安全性が確保されれば規制の見直しを行えると考えてございます。

次は、東電さんのリチウムイオン蓄電池を屋外コンテナに設置する場合でございます。

消防法上の規制といたしまして、まず、①が危険物としての規制でございます。②が蓄電池設備としての規制で、これらは全く別の視点からの規制で、全く別な意味での別な規制がかかっているということで御理解いただきたいと思います。

①の危険物としての規制のほうは、まず、一般取扱所としての政令の内容がありまして、イが先ほど出ていました303号通知というものがございます。

次の5ページで、危険物施設としての規制の中の政令（一般取扱所）の内容で、まず、これは屋内と屋上と屋外とありまして「屋内」と「屋上」とありますのが、※に書いてございますけれども、先ほど御要望の中にありました平成24年に特例基準を制定した内容で、例えば一番上の消防活動上必要な空地は屋外では必要でございますが、屋内や屋上では要らないということになっております。その代わり「容量制限」とありますけれども、屋内や屋上につきましては一定の数量以下ということをお願いしております。

そして、その下でございますが、換気設備ですとか、強制排出設備ですとか、床面が浸透しない構造ですとか、適当な傾斜、貯留設備ですとか、こういったもの、あるいは防爆構造につきまして、特に屋内につきまして規制しておりますけれども、これらにつきましては、次の6ページで御説明いたしますが、303号通知で特例免除が可能となっております。

次の6ページで、次に303号通知でございますけれども、これはまず、屋内のものを対象といたしまして、リチウムイオン蓄電池につきまして落下試験を行いまして、それで液の漏れですとかが確認されない場合には先ほど申しましたような屋内での規制は不要ということになっております。

その下が自家発電設備の付近に蓄電池設備を設置する場合でございますが、屋内で指定数量未満の危険物を取り扱う自家発電設備の付近に、電解液量が指定数量未満のリチウムイオン蓄電池設備を厚さ1.6mm以上の鋼板等の箱で出入口以外の開口部がないものに収納する場合にありましては、自家発電設備とリチウムイオン蓄電池の危険物の量を合算せず、危険物施設としなくてよいといったこととなっております。

次に、今度は蓄電池設備としての規制で、主な規制は今、申しあげました4,800Ah・セル以上の蓄電設備につきまして、まず、屋外の設置で、幾つかございますけれども、赤のところ、建築物から3m以上の距離を保つことといったものがございます。

次で、蓄電池設備としての規制で、今度は屋内の場合に、赤いところで、屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。また、その下で、見やすい箇所に表示を設けること等がございますが、蓄電池設備を屋内に設置する建築物と周辺の建築物との離隔距離は不要となっております。

次に、御要望の概要とそれへの対応で、まず、コンテナ一体型のリチウムイオン蓄電池を屋外に設置する場合の特例でございますけれども、これにつきましては対応方針で、消防法におきまして、国民の生命、身体及び財産を火災から守る観点から、火災危険性の高いリチウムイオン蓄電池設備の設置につきましては必要な安全性を確保するための規制を行っております。これはぜひ御理解いただきたいと存じます。その上で、国外で発生しております先ほどのような火災について調査いたしまして、屋内や屋上に設置する場合と同等の安全性が確保できると判断がもしできれば速やかに規制の見直しを行えると考えております。

次に、御要望の蓄電池設備の離隔距離の不要化につきましては、これは内部に人が立ち入ることができる構造のコンテナ等への蓄電池施設の設置につきましては、屋内設置と判断できますので、離隔距離は不要でございます。この旨、本年度末を待つことなく、できるだけ早期に各消防本部に周知を図ってまいります。

その次の要望2-2の蓄電池設備を収容したコンテナ内の換気設備不要化でございます。これにつきましては、換気設備につきましては、通電に伴う室温の上昇による絶縁材料の劣化や、水素・腐食性ガスの発生により、火災に至る可能性があることから、設置が求められておりますが、換気設備といたしましては、強制換気のほか、十分な大きさのある屋

外に面した開口部等も認められますので、今般設置が予定されておりますコンテナは、屋外に面し、換気可能な開口部を有することから、換気設備を設置していると判断することができます。したがって、この旨、これも本年度末を待つことなく、できるだけ早期に各消防本部に対し周知を図ってまいります。

次に、要望3で、これはリチウムイオン蓄電池を複数設置する場合の危険物の量を合算しない要件の明確化でございます。

まず、A県a市の例で、これは少量危険物単位のコンテナを数十台設置する計画に対しまして、危険物一般取扱所として扱うこととして判断を受けまして、固定消火設備、熱感知器、換気設備などの設備を追加で設置とございますが、これは実はこの書いてあります内容だけでは303号通知との関係が明らかでないものですから、その適用の可否を現時点で判断することが難しゅうございますので、ぜひ、これは該当の消防本部に実態を確認させていただきたいと存じます。

その次のB県b市の例と次の12ページのC県c市の例とD県d市の例につきましては、先ほど申し上げましたように可能でございますので、その旨、なるべく早期に全国の消防本部に伝えたいと思っております。

最後に13ページで、これは御承知のとおり、事例2が11月29日の大阪におけます大規模な倉庫の火災でございます。鎮火まで発生から5日たちました。

それで、記憶にあるかと存じますが、事例1のほうが4年ほど前に埼玉のアスクルの倉庫火災が起きました。これは鎮火まで12日たちまして、非常に大きな、社会的な話題にもなりました。

こうした一般倉庫につきましては、今回のリチウムイオン蓄電池のような危険物を扱っていない一般倉庫でございますけれども、こうした一般倉庫におきましても、このような大規模な火災が発生いたしておるような実態がございますので、こうしたこともぜひ御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

以上を踏まえまして、質疑応答に入りたいと思います。

論点としては、セイノーホールディングスから提起のあった保管の問題、それから、東京電力からお話のありました定置用蓄電池の問題、そしてその他、テスラなどの要望も踏まえて、また、副大臣からもそもそも論がありましたけれども、総論的な話という、その3つに分けて議論したいと思います。

まず、セイノーホールディングスの御要望、もちろん、行ったり来たりすることは十分あると思いますが、コメントをよろしくお願いします。御質問、コメント、いかがでしょうか。

まずは川本さん、そして、高橋さんからお願いします。

○川本構成員 川本です。小宮次長、今日は詳細な御説明、大変ありがとうございました。

セイノーホールディングスから出ております車載用リチウムイオン電池の倉庫における保管の問題について3つほど質問させていただきます。基本的に規制を見直すとおっしゃっていただいておりますので、今日はここでその時の見直す考え方について議論するのがよろしいかと思っております。

1つ目は、御説明された現行規制の科学的根拠は何か、という問題でございます。1,000m²以下ですとか、軒高が20m未満にせよとか、いろいろと、いわゆる仕様規制、仕様基準ということで規制されております。これがなぜ1,500m²、2,000m²では駄目なのかとか、軒高10mでは駄目なのかとか、そういう点について、いつ頃得たどのようなデータに基づいてこういう具体的な基準を設定されているのか。これについて御説明いただければと思います。基本的にはこうした仕様基準という考え方よりも性能基準が良いと考えております。すなわち先ほど御説明の中にもあった規制の目的を達成する上で具体的な製品とか技術がいいかどうかを判断していけるようにしたほうが、より柔軟に技術進歩にもついていけるという考え方でございます。いずれしても現行規制の科学的根拠についてお聞きしたいのが第1点。

第2点は、リチウムイオンの電池。これは御高承のように、大変技術的な革新の早い分野でございます。やはり国際的動向を十分に踏まえて規制を考える必要があると思っております。先ほどセイノーホールディングスさんの御説明にもありましたように、日本と国情も似ていると思えますけれども、ドイツではこういった倉庫の保管に関する事細かな規制はなされていない。それは恐らく、この自動車EV用の電池は、国際的にも既に国連のレギュレーション100という規則をパスしたものが製品として流通しているからだと理解しております。火あぶり試験ですとか類焼試験など、かなり厳しい試験をパスしたものが流通しています。こうした国際的な動向、現実の製品の安全性を十分踏まえて規制を見直すのは当然だと思われるのかどうか。それが2点目。

3点目は、今のドイツと比較しましても、日本の現状とは大きなギャップがあるという認識でございます。したがって、この規制の見直しについてもあまりのんびりとはしていただけないと思えますが、いつ始められて、いつ結論を出されるのか。このタイミングについてお聞きしたい。

この3点について質問させていただきます。

○山田参事官 ありがとうございます。

続きまして、高橋構成員、大林構成員からそれぞれお願いします。

○高橋構成員 消防庁の小宮次長、御説明いただいてありがとうございます。幾つか質問があります。

まず、今の消防庁さんのプレゼンの中で、海外のリチウムイオン関係の倉庫の火災としてアメリカの事例などを御紹介いただきました。EVに限らず、再エネのためにも蓄電池が重要であることは論をまたないわけですが、かといって、もちろん、このような事故が起きてはいけません。そのために、こういう事故を起こさないために適切な規制が必要

であるところは全く同感なわけです。

その上で、これらの事故が起きた理由についてお聞きしたいわけですが、当然、これはアメリカの事例ですのでアメリカの規制ということになるわけですが、アメリカの規制を満たしていたのだけれども、そのアメリカの規制が不十分であるからこういう事故が起きたということなののでしょうか。日本の規制のほうがより適切であって、アメリカの規制は不十分であるということで、不十分だからこういう事故が起きたのかということを確認させていただければと思います。これが1点目です。

2点目が、先ほどの川本さんの御質問とも幾分重なるところがありますが、セイノーホールディングスさんの御説明では、ドイツでは日本のような倉庫に関する規制はないというお話でした。アメリカでも非常に大きな倉庫が使われているということですから、日本の規制よりもずっと緩いということだと思います。

私もそこまで知識を持っていないのでお聞きしますが、やはり消防庁さんのほうで海外、例えばアメリカとかドイツの蓄電池にまつわる倉庫の規制をどのように評価されているのか。諸外国が緩過ぎて、日本は適切であるというお考えなのか。そういう規制の間の比較について、どのように認識されているのかについて御説明いただければと思います。

私からは以上2点です。よろしく申し上げます。

○山田参事官 続いて、大林さん。

○大林構成員 ありがとうございます。

皆さんが具体的なお話をされている中で大変恐縮なのですが、先ほど大臣からも御指摘があったとおり、岸田総理の所信表明演説ではカーボンニュートラルを実現する、46%削減を実現する。中でも再エネ最大限導入のための規制の見直し及びクリーンエネルギー分野への大胆な投資を進めるとおっしゃっています。さらに続けて、目標実現には社会のあらゆる分野を電化させることが必要です。その肝となる送配電網のバージョンアップ、蓄電池の導入拡大などの投資を進めますと明確におっしゃっています。

こういった中で今、セイノーホールディングスさんの話をお聞きすると、日本における蓄電池の生産・利用の拡大がどういうふうに政府の中で共有されて位置づけられているのか、非常に不安にならざるを得ないです。中でも自然エネルギーの拡大については、引き続き太陽光も拡大していくわけですが、特に住宅・倉庫・工場は屋根に置く太陽光。総理の演説にあった運輸の電化は待ったなしで進めていく必要がある。電気自動車の拡大というところにおいては、住宅の太陽電池の導入、住宅の蓄電池の導入、電気自動車の導入は非常に重要な鍵なのです。

私どもの研究でも住宅用太陽光発電は既に系統電力よりも安い、Socket parityに達しておりますけれども、2020年代半ばには蓄電池と合わせても系統電力より安くなるという結果が出ています。さらには当然、それが電気自動車という形でもいろいろな利用ができる。こうした利用が1つや2つの規制が重なる形で事業者が対応するとか、あるいは国際基準ではない非常に明確な科学的な根拠がどこにあるのか分からない規制をされていると

ころとか、こういう形で導入が阻まれていくと、本当にセイノーホールディングスさんの最後のほうのプレゼンにあったように、日本の企業がカーボンニュートラルどころではないですよ。国際競争から全部キックアウトされてしまう。そういった状況にならざるを得ないです。私は非常に危機感を感じました。

あと、先ほど高橋さんから御指摘があったのですが、消防庁におかれては今回こうした形でお話しいただいて、初めて意見交換させていただいて大変ありがたいと思っているのですが、やはり海外でこういう事故が起きました、火災がすごいのですよみたいな詳細の事故のデータもないままで少し印象だけで議論されるのは違和感がございます。

あと、時間がないので一言だけ言わせていただきたいのですが、今回明示的には取り上げていないのですが、民間の一般社団法人電気安全環境研究所という認証が実質的にこれも民間の系統連携の要件になっていて、テスラなど海外の蓄電池の導入を阻んでいることも漏れ聞いています。そういったことについてもきちんと議論をしていくことが必要なのではないかと考えております。

私からは以上です。

○山田参事官 すみません。八田先生からも手が挙がっているので、八田先生のコメントをお伺いして、それで消防庁からの回答にしたいと思います。よろしく申し上げます。

○八田構成員 お願いします。

まず第1に、蓄電池もいろいろな種類があって、車載型などは非常に厳しい基準で作られていると思うのですが、この外国で挙げられた3つの例のうち車載型で火事が起きた例はあるのでしょうかというのが1つです。

それから、今、調査中ということなのかもしれませんが、アリゾナとかオーストラリアの火事が、もともと電池に関する基準が守られていなかったために起きたのか、それとも、倉庫に関する基準が日本より緩かったために起きたのか。その辺の調査は何も時間がかかることはないと思うのです。向こうで事故原因を捜査しているはずですから、大使館を通じるなりなんなりして即刻調べられます。もし、倉庫に関する基準が日本より緩いためにこの火事を起こしていたならば、どこまで緩和できるかを来年の春から審議されたいと思います。しかし倉庫の基準ではなくて、電池など倉庫以外の何らかの規制を守らなかったことが原因だと分かれば、即刻緩和すべきだと思います。先ほどからセイノーホールディングスさんも大林さんもおっしゃったように、とにかくこれは急ぐわけですよ。うかうかしてられないわけですから、来年まで待つ必要はないと思います。

最後に、アスクルの例を挙げられましたが、アスクルのような事故を消防庁は防げないということを前提に、火あぶり試験までしている電池はさらに余計な間隔を空けさせて過大な費用負担をさせるのは、あまり理屈が通らないのだと思います。火事を起こさないようにするのが消防庁の任務なので、アスクルでは何が原因で火事が起きたのかをきちんと究めて、そして、そういうことが起きないようにすべきではないかと思っています。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

川本構成員から3点、高橋先生から2点、大林さんからはコメントとして3点、それから、八田先生からは質問が3点ございました。

すみません。大量になりますけれども、適宜まとめていただいても結構なので、消防庁から御回答をお願いします。

○消防庁（小宮次長） 多くの御意見、御質問ありがとうございます。

まず、川本先生から、現在の規制について、根拠、いつ頃のデータかということで、大変申し訳ありませんが今、私、手元に資料がございませんので、速やかに整えて、また情報を共有させていただきたいと存じます。

川本先生の2つ目の国際的な動向を踏まえてということでもございました。国連の基準ですとか例のドイツの規制の状況ですとか、そうしたことを踏まえてということでも、これは御指摘のとおりで、私ども、そうした国連の今の基準ですとかドイツの状況ですとかを必ずこれは参考にさせていただきながら必要な、我々が仮に規制を緩和するにしても、そういったことを参考にさせていただきながら考えていきたいと思っております、こうしたような状況につきまして速やかに調べていきたいと思っております。

最後に、川本先生の3点目のスケジュールでございましてけれども、これもなるべく海外の事例をまず調査いたしますが、併せて、特にこの件につきましては、例えば平家建てですとか、6mですとか、あるいは1,000m²といったことにつきまして、規制を仮に緩和するとすれば、しっかりとした実験を行った上でどれくらい面積を広げればいいのか、2階建てでも3階建てでもいいのか、その場合にどういった課題が起きるのか。あるいはそうしたような大きな面積の建物とすれば、仮に例えば別な、スプリンクラーですとかの消火設備を設けていただくような必要があるのか。そういったことにつきまして併せて実験で検討していきたいと思っておりますので、ぜひそうしたことに一定の時間がかかることは御理解いただきたいと思いますけれども、あくまでも本日以降、直ちに調査・検討を始めて、なるべく速やかな結論が出るように努めてまいります。

次に、高橋先生からの海外の、私どもが紹介いたしましたアメリカの火災でございまして、これにつきましては、まさに今回臨むに当たりましてウェブで私どもが確認しただけでございまして、アメリカでどうした規制があつて、それに対して今回の火災が規制との関係でどうだったかというのは私どもも承知しておりませんので、まさにそうしたことを早期に調査したいと思っております。

高橋先生から2点目の、ドイツの現在の規制がない、あるいはドイツの保険会社の規制の状況ですとか、それに対する評価、日本との比較。こうしたことも私どもは現時点で承知しておりませんので、これも速やかに調査した上で、ドイツの保険などの状況ですとか、それと、私どもの日本の規制の状況を比較して速やかに検討してまいりたいと存じます。

次に、大林先生からの御指摘で、まさに政府全体の大方針の中での消防庁の対応で、最初の資料の3ページにございましてけれども、あくまでも、大変申し訳ありませんが、私ど

も消防の立場と申しますのは国民の生命・身体・財産をこうした家事から守ることが消防法に書かれております私どもの立場で、役割でございますので、そうしたようなことでこうした危険物に対する規制をさせていただいておりますので、ぜひそういったことは御理解いただきたいと存じますが、そうした上で今、るる申し上げましたような様々な海外の調査ですとか実験などを通じまして安全性が確保できるようなことであれば、なるべく早期に規制の見直しをすることはできると考えてございます。

最後に、八田先生からのアメリカの火災の原因と規制。これも先ほどの繰り返しでございますけれども、現時点で私どもは承知しておりませんので、そうしたことについても速やかに調査したいと思います。

アスクルの倉庫火災は、原因は段ボールに火がついたということでございますが、その火がついた後にアスクルの事業者の方がその後の消火活動を適切に行えていなかったのが一つの大きな原因でございます。これにつきましては、私どものほうでこうした大規模な倉庫を管理しておられる会社に対しまして改めてしっかりと消火活動のための計画を会社でつくっていただいた上で、しっかりと消火活動ができるような訓練、初期消火ができるような訓練をしていただくといったことをお願いしておるということでございます。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

副大臣と大林さんから手が挙がっております。その順番でコメントをお願いします。

○小林副大臣

小宮さん、前向きに検討いただけるということで、我々も全力で応援したいと思うのですが、今、最後に答えていただいたアスクルさんの事例は、規制ではなく運用の問題だと思います。つまり、ちゃんと訓練が出来ていませんでしたということなので、それを含め事例として出されて、この規制を簡単に緩和するのは難しいとするのは違うということ念のため確認しておきたいと思います。あくまで規制は事前に正しくチェックをしなければならぬものだと思いますので、その上で適切な運用をどうやっていただくかというのは運用の部分ですから、切り分けてぜひ議論をお願いしたいと思います。

その上で、これは即答いただけるというか、これはぜひ1問1答でお願いできればと思うのですが、速やかにというのはいつまでだと理解したら良いですか。我々は来年の夏までに結論が欲しいと思っています。

○消防庁（小宮次長） すみません。これも大変申し訳ないのでございますけれども、内部で事前にしっかりと議論もいたしました。先ほどの繰り返しで申し上げますけれども、海外の事例の調査ですとか、あるいは実際の実験をしないとイケませんので、そうしたようなことをするのにぜひ、大変申し訳ありませんが、一定のお時間をいただきたいと思っておりますので、そういった意味で、この場でいつまでに結論を出すということを申し上げることは、大変申し訳ありませんけれども、できないということで御理解いただければと存じます。

○小林副大臣 例えば予算や人員等のリソースが増えると結論が早くなるのでしょうか。。
○消防庁（小宮次長） 予算につきましては、私どものほうで予算はございますので、予算は関係ございません。

人員とおっしゃられますとあれでございますけれども、私どもの消防庁の中でこうしたことを担当しております職員がしっかりとおりますので、そうした職員がしっかりと調査研究なり、外国の事例の調査なり、実験なり、専門家の方々の意見をお伺いするなりということではっきりと現有の人員で対応してまいります。

○小林副大臣 何が足りないかということをお教えいただけると、我々から総務大臣にお願いに参りますし、必要があれば、総理の最優先事項ですから、総務大臣に指示をいただいて、リソースをしっかりと再配分して優先的にやっていただくことも我々はちゃんと調整して御協力したいと思っていますので、ぜひ早い結論をいただきたいのが1点目の質問の趣旨です。

2点目は、テスラさんからも出ていますけれども、色々な事業者さんからお聞きするのは、自治体ごとに解釈が相当異なるという問題です。これは消防法でかなり問題になっているのですが、この点について、消防庁さんはどのような問題意識を持っていて、どのように解決されようとしているのでしょうか。

今回、テスラさんからだと、この離隔距離の3メートルは3足す3で6メートル上げなければいけない場合と、3メートルだけ空ければ良い場合があって、このあたりはどう対応されるのかということをお答えいただけますか。

○消防庁（小宮次長） 先ほどの繰り返しでございますけれども、A、B、C、Dで4点いただいたことにつきましての3点につきましては、現在の私どもが通知なり規制をしております中で事業者さんの御要望のとおり対応ができると思っておりますので、そうしたことは速やかに全国に展開したいと思っております。

そもそも論で今、副大臣がおっしゃられましたように、なかなか私ども、こうした危険物の規制は市町村の事務ということですので、例えば法令で明確に決めている部分と、あるいはもう少し細かな部分、市町村の条例ですとか運用にお任せしている部分があるのですが、まさに今回のような形でなかなか市町村の消防本部のほうでこうした通知なりの解釈が十分理解されていないとか、あるいはもしかすると全く同じ事案についてA市の消防本部とB市の消防本部が異なる判断をすることは現実にあたりすることがございますので、そうしたことにつきまして、私どももさらにこうした、今回の件もそうですけれども、なお一層、こうした統一的な運用を図れるように一層、市町村を指導・助言してまいりたいと考えております。

○小林副大臣 ありがとうございます。

いずれにせよ、大変スピーディーに御対応いただけるということなので、応援しています。引き続きよろしく申し上げます。

○山田参事官 それでは、大林さん、高橋さん、八田先生から手が挙がっておりますので、

一言ずつ、できるだけ短くお願いします。

○大林構成員 ありがとうございます。

大臣がいろいろかなりプッシュしていただいたのでということもあるのですが、ただ1点、実験とおっしゃっているのですが、1,000m²以上、2,000m²とか3,000m²を1回造ってみてやるということなのでしょうか。そうでないとあまり意味がないと思いますし、既に世界の中で海外では、社会実装という言い方はあまり好きではないのですけれども、実装されて運用されて商売になっているものを、日本では空気の密度が違うとか、そういったことがあるのでしょうか。

やはり迅速に、ぜひよろしく願いいたします。

○山田参事官 続いて、高橋構成員。

○高橋構成員 ありがとうございます。

先ほど東京電力さんのプレゼンの中でもありましたけれども、既に経産省さんと東京電力さんとかが協力されて、IECとか、あるいはJIS規格をつくっていらっしやると伺っておりますので、消防庁さんがゼロからデータを今から集める必要はないと思います。聞くところによると、NITEのほうでやったデータを既に消防庁に提供しているというふうにも伺っておりますので、ぜひそういう、既にあるデータですとかを活用してやっていただければと思います。

あと、経産省のほうにもJISをつくられているということですので、もしよろしければ御意見を伺えればと思います。よろしくお願いします。

○山田参事官 では、八田先生の後に。

それでは、八田先生、お願いします。

○八田構成員 全く今のお二方と同じことです。

しかし、実験というのがよく分からなかったのですけれども、その実験をするからには何をテストするかという基準、すなわち川本さんがおっしゃった性能基準を、きちんと明確にしてやらなければ意味がないと思います。そして、それについて何らかの形の基準を設けてJISで実験をやっている以上、それをそのまま今、即刻使えばいいのではないかと思います。

以上です。

○山田参事官 それでは、経産省。

○経済産業省（武尾室長） 経済産業省電池産業室長の武尾でございます。本日はありがとうございます。

我々、経済産業省で、我々のところではこれから諸外国がかなり電池政策に力を入れている中、電池の産業基盤を国内に育成すべく様々な取組をしております。今回の経済対策でも生産支援等、そういうものを行っております。

そうした政策を取り組んでいる中、我々、官民協議会という形で今後の蓄電池の戦略を策定してまいります。その官民協議会の中でも、事業環境整備の一環で消防法の規制緩

和の要望は大変強うございます。本日いろいろ御説明があったとおり、これは氷山の一角で、規制緩和要望が一番多いのがまさにこの消防法の緩和のところでございますので、ここをぜひとも合理的な形にさせていただきたいと思っております。

JIS規格のお話もございましたが、これはまず、そもそも電池というものは、おっしゃるとおり、燃えるものではあるのです。ただ、それがゆえに、この製品側でかなり厳しい安全基準とJIS規格、あるいは国際基準に基づいて、規制といいますか、製品化する前に様々な試験をやっております。セル単体でどれだけ燃えづらいか。例えば釘を刺して、それでも燃えないとか、1つの電池が燃えても隣に移らないとか、それは類焼試験というのですが、そういう形ですとか、あるいは水没したときにも大丈夫か。様々な規格の中で作っておりますので、製品のレベルでは基本的にはかなりの厳しい要件を課しております。

したがって、我々からするとかなり、その部分で担保されているので、それがさらにプラスアルファでどこまで外側のところをさらに置く箱とか、そういうところを規制するののかといったところ。そこは合理的な範囲がどこなのかというのはぜひ、海外の事例、ドイツなどでは規制もないという話もございましたので、そういった国際競争をしている状況でございます。そういった海外の状況も踏まえて検討いただけると大変助かりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○山田参事官 ありがとうございます。

予定されている時間はほとんどになっていますが、すみません。数分の延長をお許しいただいて、消防庁からのこれらに対するコメント、その後に大臣、副大臣から締めのお言葉をいただきたいと思っております。

消防庁から何かありますか。

○消防庁（小宮次長） 今の3～4点ほどのことにつきまして、少しトータルで大変申し訳ございませんけれども、まず、実験につきましては、2,000ですとか3,000ですとか、あるいは1万ですとか、そういった実物大のものを設けるということでは多分なくて、少し模擬的なものを設けて、あるいはそこに例えばスプリンクラーですとかを設ければどうかといった形で、なるだけ合理的な形で実験は組み立てていきたいと思っております。

また、今、ゼロからデータを集める必要がないとか、あるいはJISの規格をつくられるに当たっての様々な実験データ。そうしたものも私どものほうでしっかりと参考にさせていただいて、無駄な実験ですとかを私どものほうでしないような形でなるだけ速やかに検討していきたいと思っております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、最後に、牧島大臣、小林副大臣からございますでしょうか。

○牧島大臣 ありがとうございます。

本日はセイノーホールディングス、そして、東京電力の皆様からもプレゼンをいただきました。おかげで有意義な議論ができたと思っております。

基本的には、消防庁の皆様にもこの重要性は意識をしていただいて、規制改革にも前向きに対応していただいているのだと受け止めておりますが、事の重要性を考えますと、御発言があったとおり、総理演説にも入っている蓄電池でございますし、様々、海外の事例を活用することができるはずだという有識者の先生方のコメントを受け止めていただければと思います。

今、無駄な実験はいたしませんと小宮次長は言うてくださいましたので、それを受けながら事故の調査を集めていただいて、早急に速やかに調査・検討すると言っていただいておりますので、そして、国際規格、既に策定されているものも活用いただければと思います。

副大臣からお話がありました、来年6月頃には規制改革実施計画を取りまとめますので、ここに何とか成果を盛り込みたいのが私たちの思いでございます。ぜひ御検討を改めてお願いをさせていただきます。

今日はありがとうございました。

○山田参事官 副大臣からございますか。

○小林副大臣 小宮さんはじめ、消防庁の関係者の皆さん、御対応をスムーズにしていたくことを決めていただき本当にありがとうございます。

大臣の御発言にもありましたが、なるべく重なりのないようにしっかり調査をしようということですので、我々も全力でサポートして参りたいと思います。セイノーホールディングスさんはドイツに詳しいでしょうし、東電さんも様々詳しい部分もあるでしょうから、関係者間で情報共有しながら、なるべく早く結論が出せるように全力でサポートしていきたいと思いますので、引き続き消防庁さん、よろしく申し上げます。

○山田参事官 ありがとうございました。

本日の議題は以上といたします。次回のタスクフォースの日程につきましては、YouTubeの動画概要欄に記載している規制改革推進室の公式ツイッターにおいて今後の日程を随時告知いたします。

それでは、本日のタスクフォースを終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。